

## ● 税金は納期限内に納めましょう ●

経済環境の悪化による地方公共団体を取り巻く経済状況は厳しいものがあり、交付税や補助金が削減される中で、町民の皆様に納めていただく、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等の税金は大切な財源です。

しかし、これらの税の滞納者が増加しており、徴収等に力を注いでいますが、滞納分の徴収は厳しい状況にあります。このままでは多くの善良な納税者との不均衡が生じ、新たな滞納の原因となることが心配されます。

このために税負担の公平性を維持するために滞納額の減少に向けた取り組みを行い、特に悪質な滞納者（納入意識が極端に低い滞納者）には今後、法的措置を行使していくこともありますので納期内納付にご理解とご協力をお願いいたします。

納期限までに完納されない場合は滞納となり、督促状による納付の催促を行いますが、それでも納付がない場合は財産の調査を行い、不動産等の差し押さえを行う場合があります。

## ● 滞 納 処 分 の 流 れ ●

### 納 期 限

税金は納税通知書に記載の「納期限」までに納めてください。「納期限」を過ぎてしまうと「滞納」になります。

### 督 促 状

「納期限」までに納付されなかった場合は納期限後 20 日以内に「督促状」による納税催告を行います。

### 財 産 調 査

徴収職員は滞納が発生すると、その滞納者が差し押さえをすべき財産があるかを官公署・勤務先・金融機関・取引先などに対して調査を行います。  
(この調査は、国税徴収法第 141 条により徴収職員に認められた権限です。)

### 差 押 ・ 捜 索

滞納者の財産（不動産・預貯金・給与・自動車等の動産・その他）の差し押さえを行います。

### 公 売 ・ 換 価

差し押さえた動産・不動産等は入札による公売で売却して処分します。

### 町 税 に 充 当

この売却代金を当該滞納者の未納町税等に当てられます。さらに未納があり、滞納者が納税の意志を示さない場合には再度、財産差し押さえを行います。

納期限までに収めることが困難な人のために、納税相談を行っています。

役場住民税務課（本庁）

代表電話 22-0511

住民生活課（支所）

代表電話 25-2511 にご相談ください。